

# 江田島市地域自立支援協議会設置要綱

令和元年 6 月 7 日

江田島市地域自立協議会設置要綱（平成 19 年 10 月 1 日制定）の全部を改正する。

## （設置）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項及び江田島市地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年江田島市告示第 75 号の 2）第 6 条の規定に基づき江田島市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 福祉サービス利用に係る受託者の中立性及び公平性を確保するための調整並びに相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 江田島市障害者計画及び江田島市障害福祉計画・障害児福祉計画に関すること。
- (5) 地域支援システムの整備に関すること。
- (6) その他、協議会において必要と認めること。

## （構成）

第 3 条 協議会は委員 25 名以内で構成する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置く。
- 3 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## （委嘱及び任期）

第 4 条 協議会の委員は、関係機関及び関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育及び雇用に関連す

る職務に従事する者並びにその他の関係者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、欠員に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員、委員が推薦した者及び会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 専門部会は、事務局が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は江田島市福祉保健部社会福祉課に置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

- 2 事務局は、江田島市福祉保健部社会福祉課及び江田島市障害者相談支援事業所ばばするの職員で構成する。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の会議、専門部会等に出席する者は、会議において知り得た個人情報等を、障害者等の利益又は意に反して第三者に提供してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会、専門部会等の運営に関し必要な事項は、委員に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。